

ユニット型介護老人福祉施設

特別養護老人ホームかもいけ 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島市指定 第4670112228号)

当事業所は入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 施設の概要	2
4. 居室の概要	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～6
7. 利用料金のお支払い方法	6
8. 入居中の医療の提供について	7
9. 施設を退居していただく場合	7～9
10. 残置物引取人	9
11. 緊急時における対応について	9
12. 事故発生時の対応について	9
13. 虐待の防止について	10
14. 身体拘束防止について	10
15. 感染症対策について	10
16. 個人情報保護に伴う情報の利用目的及び開示の方法について	10～12
17. 個人情報等提供の同意について	12
18. 苦情の受付について	12
19. 非常災害時の対応	13
20. 業務継続計画の策定等	13
21. 施設利用の留意事項	13
22. 損害賠償について	14

※添付書類：利用料金表

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈風会
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市東郡元町11番6号
(3) 電話番号 099-814-7716
(4) 代表者氏名 理事長 山中 弘子
(5) 設立年月日 平成29年3月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定介護老人福祉施設
指定年月日 平成30年3月27日
介護保険事業所番号 鹿児島市 第4670112228号
- (2) 事業所の目的 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム かもいけ
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市東郡元町11番6号
- (5) 電話番号 099-814-7716
- (6) FAX番号 099-814-7763
- (7) ホームページ <https://kamoikecare.jifukai.jp>
- (8) 管理者氏名 施設長 寺脇 勇一郎
- (9) 当事業所の方針 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理、健康管理を行うことにより、入居者が相互に社会的関係を築きながら、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援していきます。
- (10) 開設年月日 平成30年4月1日
- (11) 入居定員 60名

3. 施設の概要

- (1) 敷地面積 1,814.59 m²
(2) 建物の延床面積 3,645.09 m²
(3) 建物の構造 鉄筋コンクリート造4階建て 耐火構造

4. 居室の概要

(1) 施設内設備の概要 当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(個室)	60室	13.83 ~ 15.35 m ²
食堂・共同生活室	6室	1ユニット1室 65.23 m ²
洗面設備	72室	各居室及び各共同生活室
トイレ	66室	各居室及び各共同生活室
浴室	6室	特殊浴槽及び個別浴槽
医務室	1室	医療法上の診療所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

☆居室の変更について

入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定致します。又、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

5. 職員の配置状況（短期入所生活介護と合わせての配置です）

当事業所では、入居者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(1) 施設長(管理者)	1名(常勤)
(2) 医師	2名(非常勤)
(3) 介護支援専門員	1名以上(常勤)
(4) 生活相談員	1名以上(常勤)
(5) 介護職員	20名以上(常勤・非常勤)
(6) 看護職員	3名以上(常勤・常勤兼務)
(7) 機能訓練指導員	1名以上(常勤兼務)
(8) 管理栄養士	1名以上(常勤)

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つがあります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書 第5条参照）

以下のサービスについては、通常利用料金の介護保険負担割合証（1割・2割または3割負担）に応じて介護保険給付額を差し引いた差額分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要(介護保険給付の対象)>（契約書 第5条参照）

①食事

- ア. 当施設では、管理栄養士が立てる献立表により、栄養ならびに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- イ. 生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- ウ. 相互に社会的関係を築くことができるよう、離床してユニットの共同生活室で食事を摂っていただくことを原則としています。

<食事時間と食事停止時間及び食事負担額>

食事内容	提供時間	食事停止時間	食事代
朝食	8:00～9:00	※前日の朝11時まで	385円
昼食	12:00～13:00		550円
間食(おやつ)	15:00～16:00	※当日の朝9時まで	
夕食	18:00～19:00		510円

※食事停止時間を過ぎますと食事停止ができなくなるため、食事代をご請求させていただきます。

なお、突発的な体調の変化等においてはこの限りではありません。

②入浴

- ア. 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう週に2回以上、適切な方法により入浴の機会を提供します。体調等により入浴できない場合は、清拭を行います。
- イ. 個人浴槽の使用が困難な方(寝たきりの方)は、特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ア. 心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行います。

④機能訓練

- ア. 機能訓練指導員等により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための個別の訓練を実施します。

⑤健康管理

- ア. 医師や看護職員が、健康等の管理及び服薬等の管理を行う体制を確保します。

⑥看護体制

- ア. 入居者の重度化に伴う医療ニーズの増大に対応するため、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制を確保します。

⑦栄養管理

- ア. 入居者の栄養状態等の改善・維持を図るため、個別の栄養状態に着目した栄養マネジメントを実施します。また、サービスを提供するため管理栄養士を配置します。

⑧その他自立への支援

- ア. 要介護度軽減(寝たきり防止)のため、可能な限り離床に配慮します。
- イ. 生活のリズムを考え、なるべく毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ウ. 適切な整容により、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。
- エ. 地域、社会との交流の場をなるべく多くもてるよう支援します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書 第7条参照）

別紙の利用料金表の通り、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（※サービス利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。）

※別途、利用料金表添付

【初期加算】

入居30日以内については、下記の通り別途ご負担いただきます。

1日あたり	1割	2割	3割
1. サービス利用料金	300円	300円	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	270円	240円	210円
3. 自己負担	30円	60円	90円

- ①入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更致します。
- ③居室と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書 第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額が入居者の負担となります。

<介護保険の給付対象外サービスと料金>（契約書 第6条参照）

①食費及び特別な食事

ア. 入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用は、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

イ. 特別食の費用

入居者の体調により、通常の食事では誤嚥等の可能性が高い場合には、栄養価の高いゼリー食等を通常の食事の代わりに提供する事があります。提供した場合には、特別な食事費用としてのご負担となります。また、入居者の希望に基づいて特別な食事を提供した場合も要した費用の実費をいただきます。

②居住費

ア. この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担いただきます。ただし、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。入院及び外泊期間中においては、居住費をご負担いただきます。入院期間については1ヶ月につき連続して7日以上、複数の月を超えて連続して13日以上の場合には、補足給付の対象外となり、居住費が全額自己負担となります。

③持ち込み電気製品の電気料金

ア. 持ち込みの電気製品については、電気料金をいただきます
利用料金：100円（1日につき）

④理髪・美容

ア. 理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃等）をご利用いただけます。
利用料金：実費

⑤複写物の交付

ア. 入居者及びご家族等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費のご負担となります。
利用料金：10円（1枚につき）

⑥日常生活上必要となる諸費用の実費

ア. 日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用で、入居者及びご家族等にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用は、必要により実費をご負担いただきます。
※おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担はありません。但し、当施設内介護の場合のみとなります。入院又は入居者の都合にて外泊等の場合には、給付対象となっておりませんので、ご了承ください。

⑦契約書 第7条に定める所定の料金

ア. 入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等、契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払い頂く場合があります。
料金：契約時と同等のサービスに係る費用の全額

7. 利用料金のお支払い方法（契約書 第7条参照）

利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求致しますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(1) 金融機関からの引き落とし（K-NET又は鹿児島銀行）

【金融機関からの引き落とし場合】

毎月25日が振替日となりますので、前日までにご指定の口座へのご入金をお願い致します。

25日が土日祝祭日の際は、翌営業日が振替日となります。

(2) 金融機関への振り込み

【銀行振り込みの場合】

鹿児島銀行 本店 普通預金 No.3 1 3 2 2 6 3
(名義) 社会福祉法人 慈風会 特別養護老人ホームかもいけ
(シャカイフクシホウジン ジフウカイ
トクベツヨウゴロウジンホーム カモイケ)
※毎月 25 日までにお振込みをお願い致します。

8. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事ができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

【嘱託医師派遣医療機関】

嘱託医師派遣医療機関医療機関の名称	所在地	診療科
厚地かもいけクリニック	鹿児島市東郡元町 1 1 番 6 号	内科・脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科

【協力医療機関】

協力医療機関医療機関の名称	所在地	診療科
厚地脳神経外科病院	鹿児島市東千石町 4 ー 1 3	脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科・放射線科

【協力歯科医療機関】

医療機関の名称	所在地
小松歯科	鹿児島市荒田 1 丁目 4 5 ー 3
新上橋さくら歯科	鹿児島市鷹師町 2 丁目 3 ー 1 3

9. 施設を退居していただく場合 (契約の終了について)

(1) 契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に下記のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくこともあります。

(契約書 第 17 条参照)

- ①入居者が死亡した場合。
- ②要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合。
- ⑥契約書第 17 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は、解除された場合。

(2) 契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書 第18条、19条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②入居者が入院された場合。
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがあるのにも関わらず、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書 第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意に告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上（遅延の正当な理由が明示された場合は6ヶ月以上）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③入居者もしくは契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（暴言・暴力誹謗中傷等）を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合。もしくは入院した場合。
- ⑤入居者が介護老人保健施設もしくは介護療養型医療施設に入所した場合。

(4) 当施設に入居中に、医療機関へ入院の必要が生じた場合（契約書 第21条参照）

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合、又は月をまたがる入院の場合最大で12日分、入院期間中は所定の利用料金をご負担いただきます。

	1割	2割	3割
ア. サービス利用料金	2,460円	2,460円	2,460円
イ. うち、介護保険から給付される金額	2,214円	1,968円	1,722円
ウ. 自己負担	246円	492円	738円

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。また、医療的な治療が長期化する場合や、施設での生活が困難と判断された場合には、事前に退居の相談をさせて

頂く場合もあります。

(5) 短期入所生活介護（ショートステイ）としての取り扱い（契約書 第22条参照）

- ①入居者が、病院又は診療所に入院した場合もしくは外泊した場合、その期間、緊急時の受け入れを含め、短期入所生活介護（ショートステイ）として使用させていただく場合、予め契約者へご連絡・ご説明を行うものとします。

(6) 円滑な退居のための援助

- ①入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により事業者は入居者の心身の状況及びおかれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者ならびに契約者に対して速やかに行います。

ア. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

イ. 居宅介護支援事業者の紹介

ウ. 地域包括支援センターの紹介

エ. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 残置物引取人（契約書 第24条参照）

- (1) 契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、入居者又は契約者にご負担していただきます。

11. 緊急時における対応について

- (1) サービス提供中に、入居者の状態が急変・その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。

12. 事故発生時の対応について（契約書 第13条参照）

- (1) 事故発生の防止のための委員会を概ね3ヶ月に1回以上開催し、当施設の安全対策を協議・検討します。

- (2) 当施設において入居中の入居者へのサービス提供により事故が発生した場合には、必要に応じて速やかに市町村・入居者の契約者に連絡を行うとともに、同時に救急処置・協力医療機関の受診・治療等必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際して採った処置については記録します。

- (3) 事故発生後速やかに原因の解明を行い、賠償に値すると判断された場合はもっとも早い時期にその手続きを行わせていただきます。

- (4) 原因の解明を受け再発防止策の検討を行い、速やかに実践し再発防止に努めます。

- (5) 入居者の行為が、故意と思われる事故につきましては、別途話し合いの場をもちその結果によっては、賠償できないこともあります。

- (6) 守秘義務に違反した場合も同様と致します。

1 3. 虐待の防止について

- (1) 当施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ①虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催します。
 - ②研修等を通じて、当該従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
 - ③成年後見制度の利用を支援します。
 - ④サービス提供中に、当該従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。
 - ⑤従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 4. 身体拘束防止について

- (1) 当施設では、入居者または他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限は行いません。身体的拘束適正化委員会を概ね3ヶ月に1回以上開催し、当施設の身体的拘束の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取組を行います。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りません。
- ①切迫性…入居者本人、または他の入居者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
 - ②非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
 - ③一時性…身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。
- 緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、各部署が集まり検討した上で判断します。

その後、入居者本人や契約者に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

1 5. 感染症対策について

- (1) 感染症対策委員会を3ヶ月に1回以上あるいは必要時に開催し、感染症対策委員会では、感染症に対する予防対策を協議・検討していきます。また、食中毒及び感染症が発生した場合は、蔓延しないように必要な措置を講じていきます。

1 6. 個人情報保護に伴う情報の利用目的及び開示の方法について（契約書 第11条参照）

当事業所が取り扱う入居者及び契約者（身元引受人）の個人情報の利用目的は次のとおりです。個人情報保護法の趣旨並びに厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づいた利用目的とします。

- (1) 入居者への居宅介護支援サービスの提供に必要な利用目的
- ①当事業所内部での利用にかかる事項
ア. 入居者に対する施設サービス提供のための調整。

- イ. 介護報酬の管理・請求にかかる事務及び会計・経理業務。
- ウ. アセスメントによるニーズの把握とケアプラン原案の作成・修正業務。
- エ. 事故・相談・苦情等の報告
- オ. サービスの利用状況及び経過の確認業務（モニタリング）及び記録。
- カ. 事業所内部における学生等の実習の協力。
- キ. 事業所内における職員の資質の向上を目的とした事例研究。
- ク. その他、入居者の管理運営に必要な業務。

②当事業所外部での利用に係る事項

- ア. 主治医との連絡調整・情報提供、他サービス事業所との連絡調整等の連携、サービス担当者会議の開催及び照会。
- イ. 契約者等への心身の状況説明。
- ウ. 他の医療機関等への照会や意見・助言を求める場合。
- エ. 職員の資質の向上を目的とした事業所外事例研究。
- オ. 賠償責任保険等に係る専門団体や保険会社等への相談及び届出
- カ. 国民健康保険団体連合会への保険請求。
- キ. 必要に応じ契約者及び身元引受人の連絡先等の確認。（緊急連絡先等）

③その他の利用

- ア. 行政機関等からの照会及び実地指導・外部監査等における情報提供等。
- イ. 管理運営業務の維持・改善のための基礎資料。

(2) 当事業所が取扱う保有個人データに関する事項は次のとおりです。

①当事業所が取扱う保有個人データとその保管方法

施設サービス計画書（ケアプラン）など法令において作成・保存が義務づけられているものを基本としています。保管は、ハードによるソフトウェアへの保管及び収納庫による施錠を行い、管理を万全なものとしています。

(3) 個人情報の開示等の求めに対する手続

- ①当事業所の保有個人データに関する開示・閲覧等の求めにつきましては、施設職員へお問い合わせ下さい。
- ②開示等の求めに際して提出すべき書面の様式につきましては、施設職員へお問い合わせ下さい。
- ③開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法につきましては、施設職員へお問い合わせ下さい。
- ④開示を求める際の手数料の額及び徴収の方法につきましては、施設職員へお問い合わせ下さい。

(4) 第三者からの照会に対して個人情報を提供する場合について

入居者及び契約者の事前の承諾なしに第三者への情報提供は致しませんが、法令に基づく場合や生命、身体又は財産の保護のために必要があり本人の同意を得ることが困難である場合は情報提供を行います。

- ①上記のうち、情報の利用・提供について同意しがたい事項がある場合はその旨を担当介護支援専門員へお申し出下さい。個人情報の利用・提供の制限を行います。但し、制限したことにより施設介護サービスの提供に制限が生ずる場合があります。
- ②お申し出がないものにつきましては、同意を頂いたものとして取扱わせて頂きます。

③お申し出はいつでも撤回、変更が可能です。

④利用目的に追加・変更等が生じた場合は書面にて説明し、同意を頂くこととします。

17. 個人情報等提供の同意について（契約書 第11条参照）

- (1) 当施設におけるサービス事業の一環として、入居者に係わる他の居宅介護支援事業との連携を図ったり、退居のための援助を行う場合においては、専門的連携強化、ケア向上及び自立支援等に資すると思われることについて、入居者の心身の状況等個人情報や家族及び個人に係わる関係情報として、その内容について入居者、契約者の同意を得たうえで用いる事が出来るものとします。内容について変更があった場合も同様の確認を行います。

18. 苦情の受付について（契約書 第26条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付ます。

○苦情受付窓口（担当者）

（職名） 介護支援専門員 郡山 勝彦
生活相談員 浮原 菜緒美

○受付時間 毎週 月曜日～日曜日
8時30分～17時30分

○電話番号 099-814-7716

- (2) 当事業所に「ご意見箱」を定められた場所に設置し、ご意見をお寄せいただけます。

(3) 第三者委員における苦情の受付

第三者委員とは、入居者ならびに契約者（身元引受人）と施設の間に入って、苦情や相談を公平・中立の立場で円滑及び円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合には、第三者委員を交えてのお話し合いもできます。

第三者委員名	電話番号
斉野 繁	099-255-8059
山形 真知子	090-5945-0845

(4) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 すこやか長寿部 介護保険課 給付係	所在地：鹿児島市山下町11番1号 電話番号：099-216-1280 受付時間：8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	所在地：鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号：099-213-5122 受付時間：9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地：鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号：099-286-2200 受付時間：9:00～16:00

19. 非常災害時の対応

- (1) 非常災害時において、実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される火災・震災・風水害その他非常災害に関する計画を策定し、計画の概要を施設に掲示するとともに、地域との連携に努めます。年に2回以上の訓練を実施し、入居者にも参加をして頂きます。

<消防用設備> 自動火災報知器・消防機関へ通報する火災報知設備・消火器・散水栓
スプリンクラー・誘導灯・非常照明・避難器具

20. 業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスを継続的に実施するために厚生労働省が策定した「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」に基づいて、業務継続計画を策定し必要な装置を講じていきます。
- (2) 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していきます。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

21. 施設利用の留意事項

- (1) 当施設の利用に当たって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

①持込みの制限

入居にあたり、ペット、危険物は持ち込むことができません。

②面会時間 : 10:00～17:30

感染症の流行状況等に応じて、面会方法を変更する場合があります。看取り介護の時はこの限りではありません。

③外出・外泊 (※加算の外泊時費用と同様)

外出、外泊をされる場合は、「外出・外泊届」を提出して頂き、外出・外泊に必要な準備を致しますので、事前にお申し出下さい。なお、外泊期間中1日につき246円と居住費をご負担いただきます。外泊期間については1ヶ月につき連続して7泊(6日分)、複数の月を超えて連続して13泊(12日分)の場合には、補足給付の対象外となり、居住費が全額自己負担となります。

④施設・設備の使用上の注意

ア. 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

イ. 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者及びご家族に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ. 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

エ. 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

オ. 施設内外で喫煙等火気を用いることを禁止しております。

2.2. 損害賠償について（契約書 第14条参照）

(1) 当事業所において、当事者の責任により入居者に生じた損害については、当事者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について入居者の故意または過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、当事者の損害賠償責任を免じる場合があります。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームかもいけのサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 慈風会

特別養護老人ホーム かもいけ

説明者 職 種 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームかもいけのサービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

入居者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

契約者 住 所 _____

(身元引受人)

氏 名 _____ 印 _____

特別養護老人ホーム かもいけ 利用料金表

(令和6年8月改定)

ユニット型介護福祉施設サービス費

【介護保険負担割合 1割 (1日あたり)】

1	基本サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		670円	740円	815円	886円	955円
2	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/日				
3	看護体制加算(Ⅰ)イ	6円/日				
4	看護体制加算(Ⅱ)イ	13円/日				
5	栄養マネジメント強化加算	11円/日				
6	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円/月				
7	ADL維持等加算(Ⅰ)	30円/月				
8	排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月				
9	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	施設サービス費に上記加算を加えた利用料金に14.0%を加算				

【介護保険負担割合 2割 (1日あたり)】

1	基本サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		1,340円	1,480円	1,630円	1,772円	1,910円
2	サービス提供体制強化加算Ⅱ	36円/日				
3	看護体制加算(Ⅰ)イ	12円/日				
4	看護体制加算(Ⅱ)イ	26円/日				
5	栄養マネジメント強化加算	22円/日				
6	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	100円/月				
7	ADL維持等加算(Ⅰ)	60円/月				
8	排せつ支援加算(Ⅰ)	20円/月				
9	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	施設サービス費に上記加算を加えた利用料金に14.0%を加算				

【介護保険負担割合 3割 (1日あたり)】

1	基本サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		2,010円	2,220円	2,445円	2,658円	2,865円
2	サービス提供体制強化加算Ⅱ	54円/日				
3	看護体制加算(Ⅰ)イ	18円/日				
4	看護体制加算(Ⅱ)イ	39円/日				
5	栄養マネジメント強化加算	33円/日				
6	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	150円/月				
7	ADL維持等加算(Ⅰ)	90円/月				
8	排せつ支援加算(Ⅰ)	30円/月				
9	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	施設サービス費に上記加算を加えた利用料金に14.0%を加算				

※ 介護サービス費においては、『介護保険負担割合証』に定める割合の額となります。

【その他の加算額】

特別通院送迎加算	594円/月	口腔衛生管理加算Ⅰ	90円/月					
退所時情報提供加算	250円/回	療養食加算（1食）	6円					
退所前訪問相談援助加算	460円/回	経口維持加算Ⅰ	400円/月					
退所後訪問相談援助加算	460円/回	経口維持加算Ⅱ	100円/月					
退所時相談援助加算	400円/回	若年性認知症入所者受入加算	120円/日					
退所前連携加算	500円/回	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月					
初期加算	30円/30日（入所時30日間）	外泊時費用（1日）	246円（6日～12日間）					
協力医療機関連携加算	100円/月	安全対策加算（入所時1回）	20円/回					
配置医師緊急時対応加算	通常勤務時間外	325円/回	早朝・夜間	650円/回	深夜	1,300円/回		
看取り介護加算Ⅰ	死亡日	1,280円	死亡日以前4日	680円	死亡日以前30日	144円	死亡日以前45日	72円

【利用者負担額（1日あたり）】

1日当たりの食費（朝食385円・昼食550円・夕食510円）			1日当たりの居住費（滞在費）		
11	第1段階	300円	第1段階	880円	
	第2段階	390円	第2段階	880円	
	第3段階①	650円	第3段階①	1,370円	
	第3段階②	1,360円	第3段階②	1,370円	
	第4段階	1,445円	第4段階	2,066円	

※ 食事と居住費（滞在費）においては、『介護保険負担限度額認定証』により設定されます。

【その他の料金】

電気代： テレビ、電気毛布等、個人使用の電化製品をお持ち込み使用した場合、1日につき100円

理美容代： 理美容業者の出張サービスを利用した場合（カット 2,000円 カラー 2,500円 パーマ 3,500円）

【介護保険負担割合 1割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	60,058 円	62,452 円	65,017 円	67,445 円	69,805 円
第2段階	62,758 円	65,152 円	67,717 円	70,145 円	72,505 円
第3段階①	85,258 円	87,652 円	90,217 円	92,645 円	95,005 円
第3段階②	106,558 円	108,952 円	111,517 円	113,945 円	116,305 円
第4段階	129,988 円	132,382 円	134,947 円	137,375 円	139,735 円

【介護保険負担割合 2割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	154,646 円	159,434 円	164,564 円	169,421 円	174,140 円

【介護保険負担割合 3割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	179,305 円	186,487 円	194,182 円	201,466 円	208,546 円

【利用者負担額合計（施設サービス費と食費、居住費の30日分）】

※ 上記料金につきましては、入所者の加算要件によっては料金変動する場合があります。